

○ 湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和36年 8 月 1 日

条例第 3 号

第 1 条 湖南衛生組合議会（以下「議会」という。）の議長、副議長及び議員（以下それぞれ「議長」、「副議長」及び「議員」という。）の議員報酬（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条に規定する議員報酬をいう。以下同じ。）及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。

（平21条例 2 ・ 平23条例 1 ・ 一部改正）

第 2 条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、議会の会議に出席した日の日額とし、次のとおりとする。~~月額とし、次に掲げるとおりとする。~~

(1) 議長 日額 11,500円 ~~月額 35,000円~~

(2) 副議長 日額 11,000円 ~~月額 30,000円~~

(3) 議員 日額 11,000円 ~~月額 28,000円~~

（昭39条例 1 ・ 昭43条例 3 ・ 昭46条例 2 ・ 昭49条例 3 ・ 昭52条例 2 ・ 昭54条例 1 ・ 昭56条例 1 ・ 昭60条例 2 ・ 昭63条例 2 ・ 平2条例 2 ・ 平4条例 2 ・ 平13条例 3 ・ 平21条例 2 ・ 一部改正）

第 3 条 議長、副議長には、その選挙されたその日から議員報酬を支給する。

（平21条例 2 ・ 平25条例 2 ・ 一部改正）

第 4 条 議員には、その任期が開始するその日から議員報酬を支給する。

（平21条例 2 ・ 平25条例 2 ・ 一部改正）

第 5 条 議長、副議長及び議員が退職又は辞職した場合は、その日までの議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が死亡した場合は、その日当月分までの議員報酬を支給する。

（平21条例 2 ・ 平25条例 2 ・ 一部改正）

~~第 5 条 の 2 前 3 条 の 規 定 に よ り 議 員 報 酬 を 受 け る 場 合 で あ っ て 、 月 の 初 日 か ら 受 け る と き 以 外 の と き 又 は 月 の 末 日 ま で 受 け る と き 以 外 の と き は 、 そ の 議 員 報 酬 の 額 は 、 そ の 月 の 現 日 数 か ら 日 曜 日 及 び 土 曜 日 の 日 数 を 差 し 引 い た 日 数 を 基 礎 と し て 、 日 割 り に よ っ て 計 算 す る 。~~

（平25条例 2 ・ 追加）

第 6 条 議長又は副議長の職にある者には、議員としての議員報酬は支給しない。

（平21条例 2 ・ 平23条例 1 ・ 一部改正）

第 7 条 第 2 条 の 議 員 報 酬 は 、 議 会 の 会 議 に 出 席 し た 日 の 属 す る 月 の 分

を、当該月の末日に支給するものとする。~~当月分を当月末に支給する。~~

2 出席実績のない日については、議員報酬を支給しない。

(平21条例2・一部改正)

第8条 議長、副議長及び議員が職務のため、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市及び武蔵村山市の地域外に出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の種類、額及び支給方法については、管理者の旅費について定められているものの例による。

(昭40条例2・昭45条例5・令5条例3・一部改正)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別にこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和39年3月14日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日より適用する。

付 則 (昭和40年6月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

付 則 (昭和43年3月15日条例第3号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則 (昭和45年12月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、東大和市については昭和45年10月1日より、武蔵村山市については昭和45年11月3日から適用する。

付 則 (昭和46年3月10日条例第2号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年4月15日条例第3号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和52年3月31日条例第2号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則 (昭和54年4月1日条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則 (昭和56年3月23日条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則 (昭和60年3月20日条例第2号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (昭和63年3月26日条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成 2 年 3 月 12 日 条例 第 2 号）
この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 9 月 3 日 条例 第 2 号）
この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 11 月 21 日 条例 第 3 号）
この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 2 月 20 日 条例 第 2 号）
この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 2 月 2 日 条例 第 1 号）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 2 月 13 日 条例 第 2 号）
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日 条例 第 3 号）
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。